

## 内部監査マニュアル

文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正行為等が発生するリスクを洗い出し、不正行為等防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するための手順を以下のとおり定める。

### 1 監査対象研究費

公益財団法人宮城県対がん協会における「競争的資金等取扱規程」第3条に定める研究費

- (1) 文部科学省等から配分される競争的資金及び研究資金等（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）
- (2) その他の公的研究費

### 2 監査員の債務及び権限等

- ・ 監査員は、事実に基づき公正不偏に監査にあたらなければならない。
- ・ 監査員は、監査を受ける組織及び職員等に対し、関係書類の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。
- ・ 監査員は、監査上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。
- ・ 監査員は、型通りの監査にならないように注意する。

### 3 監査の実施時期

定期監査は年に1回以上、6月から1月までの間で実施する。

- (1) 一般監査 6月～9月
- (2) リスクアプローチ監査 10月～1月

### 4 監査対象及び方法

#### (1) 一般監査

##### ・ 科学研究費監査

科学研究費助成事業の交付を受けている研究種目の各種申請書、帳簿類の突合せ、実際の購入物品の納品状況及び使用状況の確認、出張、研究補助者等の勤務実態など事実関係の確認等により実施する。（全件対象）

##### ・ 研究費監査

科学研究費助成事業を除く公的研究費を対象に、科学研究費監査に準じて行う。

（対象全体の20%以上を目安として抽出）

#### (2) リスクアプローチ監査

潜在的なリスクを洗い出し、将来の適正執行に繋げることを目的として、不正行為等が発生するリスク要因に着目したリスクアプローチ監査を実施する。毎年、着目する事項を選定して行う。（対象全体の10%以上を目安として任意抽出）

ア 研究者等の旅費の一定期間分抽出による出張（目的、内容、交通手段、宿泊場所等）

## に関するヒアリング

- イ 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
  - ウ 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認
  - エ 研究計画に比して、予算執行が著しく遅れている研究者等へのヒアリング
  - オ 取引業者の納品書、請求書、領収書、報告書等との突合せで、架空発注がないかの確認
- 5 監査項目及び項目ごとの点検事項  
監査項目及び項目ごとの点検事項、別表のとおり。
  - 6 関係事務部局は、監査員からの要請に基づき、監査のためのデータや帳簿類等を提示するものとする。
  - 7 リスクアプローチ監査は、事前にデータ又は帳簿類等を調査し、別記様式のチェックシートに基づき、ヒアリング及び実査により実施する。
  - 8 リスクアプローチ監査を実施する場合は、ヒアリング対象者を任意に抽出し、監査日程とともに、関係事務部局やヒアリング対象者へ通知するものとする。
  - 9 監査員は、監査終了後遅滞なく、監査結果報告書をコンプライアンス推進責任者、統括管理責任者を經由して、最高管理責任者へ報告するものとする。
  - 10 統括管理責任者は、最高管理責任者に報告した監査報告書の写しを監事及び会計監査法人に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。
  - 11 統括管理責任者は、監査結果報告書について、関係事務部局に通知し、監査の結果、是正改善の措置を講じる必要があると認めた場合は、関係事務部局に対し、その措置を求める。関係事務部局は、是正改善の措置を求められた場合は、直ちにその措置を講じるとともに、その結果をコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者を經由して、最高管理責任者へ報告する。
  - 12 監査結果の活用  
監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育で周知するなどして、不正行為等防止を図る。